

新島ライフセービングクラブ規約

第一章 総 則

(名称)

第1条 本クラブは新島ライフセービングクラブ(以下『クラブ』という。)と称する。また、英文名称を NIIJIMA LIFE SAVING CLUB、略称を NLC と称する。

(目的)

第2条 本クラブは、ライフセービング活動を通じ、新島の海岸をはじめとする水辺の環境保全・安全管理のための監視・救助・指導を行い国民の安全で快適な水辺の利用に寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条 本クラブは、事務局を東京都新島村本村1—1—1に置く。

(事業)

第4条 本クラブは、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) ライフセービング活動の普及に関する事業。
- (2) ライフセービング技術の向上、普及に関する事業。
- (3) ライフセービング活動に関する調査研究事業。
- (4) ライフセービング活動を通じた青少年の健全な育成に関する事業。
- (5) ジュニアライフ・セーバーの育成。
- (6) 水辺の安全管理に関する受託事業。
- (7) 本クラブの広報に関する事業。
- (8) その他、本クラブの目的を達成するために必要な事業。

第二章 会員

(会員の資格)

第5条 本会員は第二条の目的に賛同した者により構成する。

(会員の種類)

第6条 本会員は、次の種類とする。

- (1) パトロール会員(patrol member)
年間を通じ定期的に巡回監視を行う個人会員。

(2) 賛助会員 (support member)

本クラブの事業を賛助するための個人会員。

(3) ジュニア会員 (junior member)

16才以下の個人会員。

(4) 協賛会員 (approval member)

本クラブの事業を助成するための個人又は団体会員。

(5) 名誉会員 (honor member)

本クラブに功労のあった者又は、学識経験者で総会において認定された者。

(入部)

第7条 本クラブに入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により申し込むものとし、事務局まで入会金及び会費を添えて申し込むものとする。但し、協賛会員を除く。

(入会金及び会費)

第8条 本クラブに入会をしようとする者は、第22条・第23条に定められた入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 本会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 禁治産者又は、準禁治産者の宣告を受けたとき。

(3) 死亡若しくは失踪宣言を受けた場合。

(4) 会員である団体が消滅したとき。

(5) 2年以上会費を滞納した場合。

(6) 除名されたとき。

(退部)

第10条 本会員が退部を希望する場合には会長の承認を必要とするただし、既納の入会金・会費及びその他の搬出金品は、いかなる理由によっても一切返還をしないものとする。

(除名)

第11条 本クラブは次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において2分の1以上の議決に基づき会員の資格を喪失する。

但し、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなくてはならない。

- (1) 本クラブの規約に違反した場合。
- (2) 本クラブの名誉を傷付け、又は目的に反する行為をした場合。
- (3) 本クラブの事業を妨げ、又は妨げようとした場合。

第三章 役員

(役員構成及び定数)

第12条 本クラブの役員構成及び定数は次の通りとする。

- ・会長 1名
- ・副会長 1名
- ・パトロールディレクター 1名
- ・パトロールキャプテン 1名
- ・事務局長 1名
- ・事務局次長 1名
- ・顧問 若干名

(役員の任期)

第13条 役員の任期は1年とする。但し再任は妨げない。

(役員の職務)

第14条 役員は本クラブ運営会議を構成し、本クラブの運営を決定する。

- ・会長は本クラブの責任者として本クラブの運営の職務を行う。
- ・副会長は会長の補佐的役割をし、会長に事故ある時はこれを代行する。
- ・事務局長は事務局の責任者として事務全般を行う。
- ・事務局次長は事務局長の補佐的役割をし、会計を行い、事務局長に事故ある時はこれを代行する。
- ・顧問は会長の指示のもとに本クラブ運営の補佐的役割を行う。

(役員の選出)

第15条 役員の選出はクラブ運営会議にて選出し、総会にて承認する。

第四章 会議

(会議)

第16条 本クラブに総会・運営会議・例会の会議を置く。

(総会)

第17条 総会は通常総会と臨時総会とする。

・総会は本クラブの最高議決機関としてパトロール会員、賛助会員をもって構成する。但し、総会は委任状を含めて3分の1以上の出席をもって成立するものとし、議決は出席者の多数決とする。

・通常総会は事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

・臨時総会は必要がある時は何時でも運営会議の決議を経て、会長が召集する。

(運営会議)

第18条 運営会議は会長が召集する。但し、役員が必要と認める場合には何時でも会長に対し運営会議を召集すべき事を請求することができる。

(例会)

第19条 事業を中心とした例会を運営会議で決めた日程に従い開催する。

第五章 会 計

(事業年度)

第20条 本クラブの事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わるものとする。

(会計)

第21条 本クラブの会計は入会金・会費・協賛金・寄付金・その他の収入による。

(入部金)

第22条 本クラブの入会金は1000円とする。但し、協賛会員・名誉会員を除く。

(部費)

第23条 本クラブの会費(1年間)は次の通りとする。

(1)パトロール会員 3000円

(2)賛助会員 5000円

(3)ジュニア会員 2000円

(4)協賛会員[1口]500円個人[1口以上]・法人[100口以上]

(5)名誉会員 無 料

・納入期限は毎年度、前年度の12月31日までとする。

- ・名誉会員は一生涯会費が免除されるものとする。
- ・本人の希望により年度途中で会員を変更する場合には差額を支払うものとする。但し、差額に減額が生じる場合には返金しないものとする。
- ・納入された入会金・会費及びその他の搬出金は、いかなる理由によっても一切返還をしないものとする。

(会計報告)

第24条 会計報告は2名以上の監査役を立て、総会の承認を必要とする。尚、監査役は運営会議にて選出する。

第六章 附 則

(施行)

第25条 本クラブ規約は2004年8月23日より施行する。